

『司書職制度の再構築：日本の図書館職に求められる専門性』

(大城善盛、日本評論社、2019年)

今野創祐

現在、アメリカの図書館では、貸出などを中心に行うカウンター業務については主にライブラリー・アシスタントが担当し、専門職の資格を持つライブラリアンは、図書館全体の情報サービスや情報システムの設計を行うなど、職務の分担がなされている。しかし、日本の図書館で勤務する職員の間では、基本的にはそのような職務の分担がなされていない。これは図書館情報学の研究者の間では広く知られた事実であるが、ではそうした日米における図書館内での業務のあり方の差異はどのような歴史的経緯で生まれたのか。そして今後どのように日本における司書の養成のあり方等を変えていけばよいのか。そうしたことについて書かれたのがこの一冊である。

筆者の大城氏はこれまでも日本と海外の図書館協会の比較や、海外における図書館職員の養成をテーマとして研究発表や論文、著書の執筆を行ってきたわけだが、本書はその集大成となっている。

本書ではまず、第1章、第2章で司書、司書職（司書職制度）といった用語の定義について考察され、「ライブラリアン」に相当する用語は日本では無いという刺激的な知見がいきなり示される。続く第3章で、日本国内の、1980年代から2018年までの司書職（司書職制度）論の歴史についてまとめられ、論じられている。ここで、アメリカでは図書館職員の担う業務が専門的な業務と非専門的な業務に峻別され、前者のみを専門職の資格を持つライブラリアンが担い、図書館職員は専門的職員と非専門的職員に分かれるという考え方に1920年代からなっているのに対し、日本ではそうした考え方が主流とならなかった経緯について考察されている。その理由として、職員労働組合による、労働者の中に分断と差別をもちこむことになりかねないという反対などが挙げられているが、評者にとって興味深い理由は、「貸出業務の中で読書案内を行うことがあり、読書案内は専門的業務であるため、貸出業務は図書館職員の専門的業務である」というロジックである。「読書案内」は現在では貸出業務の一環ではなくレファレンス業務の一環とみなされることが一般的ではないかと思うが、この業務を貸出業務の一環とするという考え方が主張されていたことは、自動貸出機の設置が進む現代から見ると、非常に興味

深い発想であると言える。

公共図書館長の責務と資格について論じた第4章では、カナダのオンタリオ州における公共図書館長の資格を考えるヒントとした上で、日本の公共図書館長にも司書資格は必須とするようにすべきであること、館長の責務として戦略（的）計画の策定などがあることを示し、アウトプット評価、アウトカム評価を紹介した上で、館長に資格は必要ないという近年示された意見に対し批判をしている。

第5章「司書職（司書職制度）の再構築」では、本書のそれまでの考察を踏まえ、JLAが図書館業務を分析し、どのような業務が専門的知識や技能を要求するか明らかにした上でどのような司書の養成が必要かを考えるべきであると主張している。

本書の全体を通じて大城氏が主張している要点は、図書館員の業務を専門的業務と非専門的業務に切り分け、前者のみを専門職の資格を持つライブラリアンが担当し、そうしたライブラリアンは最低限、4年制大学卒業以上の学歴を持つべきであるということである。大城氏はその理由として、ライブラリアンが非専門的業務には携わらないことにより、専門的業務により専念でき、図書館のパフォーマンスを上げることができることを挙げており、評者としてはこうした大城氏の意見には賛同できるが、ではどの業務を専門的とし、どの業務を非専門的とするかの峻別作業については本書では（前述の貸出業務を除き）あまり語られていない。こうした点については、今後、大城氏の主張するプランを実行するとしたら考えていかねばならないこととなるだろうが、例えばアメリカにおける現在の業務の切り分けを参考とするといった方法がまずは考えられるだろう。

また、本書の中で、大城氏はJLAによる認定司書事業（2010年（度）開始）については「専門職には研修が欠かせない。その意味で、JLAによるこの研修事業は重要である。」と短く肯定的な評価を述べるにとどまっているが、この認定司書事業については、アメリカにおける同種の制度と比較して検討したり、認定司書事業が日本の図書館界に及ぼした影響について考察するなど、今後、研究を深める余地があるのではないかと感じた。

（いまの そうすけ。同志社大学免許資格課程センター嘱託講師）